

## 鹿児島市訪問看護ステーション連絡協議会 会則

### (名 称)

第1条 この会は、鹿児島市訪問看護ステーション連絡協議会（以下「本会」という）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、鹿児島市域内に設置された訪問看護ステーション間の業務の連携を図り、訪問看護の充実と推進を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 訪問看護ステーション間における相互の連携、協力、調整、及び情報交換に関する事業
- (2) 訪問看護における知識、技能を高めるための勉強会、研修会の開催に関する事業
- (3) 訪問看護事業の普及及び啓発に関すること
- (4) 主治医またはかかりつけ医との連携強化に関する事業
- (5) 在宅医療に関する諸団体との協力及びその活動の推進に関する事業
- (6) その他必要な事項

### (会員及び会費)

第4条 本会は、鹿児島市の訪問看護ステーションの管理者等をもって会員とし、所定の会費を納入しなければならない。

2 会費は、施設ごとに、年額6千円とする。

### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹 事 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名

2 役員は総会において選出する。

3 役員は任期は2年とし、再任は妨げない。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。

3 幹事は、この会の運営にあたる。

4 会計は、この会の会計執行にあたる。

5 監事は、会計並びに会務執行状況を監査する。

(顧問)

第7条 会長が必要と判断した場合は、本会に顧問を置くことができる。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び定例会議とする。

- 2 総会は年一回以上開催する。
- 3 次に掲げる事項は、総会の承認を得なければならない。
  - (1) 収支予算及び決算
  - (2) 事業計画
  - (3) その他重要な事項
- 4 定例会議は年6回開催する。
- 5 ただし会長が必要と認めたとき、臨時に開催することができるものとする。

(会計)

第9条 本会の経費は、次の収入を持って充てる。

- (1) 会員施設からの年会費
  - (2) その他補助金、寄付金等
- 2 会計の年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、中途入会の場合は、当該月からの月割計算とする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、定例会議の運営にあたる会長、副会長、幹事のなかに置く。

(会則の改廃)

第11条 会則の改廃は、総会の承認を得る。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。